

だまされないで！慌てずにまずは相談を！ ハガキによる架空請求詐欺に注意！

最近、城陽市内にお住まいの方から城陽警察署に『法務省管轄支局 民間訴訟告知センター』から『消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』とするハガキが郵送されてきた。」という相談が多数寄せられています。いずれの方もハガキの内容に身に覚えはなく、また、民間訴訟告知センターなる国の組織も存在しないことから、これらについては架空請求のハガキである可能性が極めて高いと認められます。

おかしいハガキが送られてきたなあ。身に覚えのない内容だけど、何のことか分からないし、記載してあるところに電話をして聞いてみよう。

連絡先として記載された電話番号には絶対に連絡せずに、直ぐに警察または消費生活センターに相談してください。



たとえばこんな内容です

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されましたことをご通知致します。管理番号〇〇〇裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾していただきますようお願い致します。裁判取り下げのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽に下記までお問い合わせください。

* 取り下げ最終期日 令和元年11月●日

法務省管轄支局 **民間訴訟告知センター**
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番
お問い合わせ窓口 03-xxxxxx-xxxx

記載されているところに電話をしてしまうと



はあ・・・、わかりました。そうします。

紹介された弁護士に電話をしてしまうと

訴訟を止めるのに保証金が必要です！すぐに準備してください。

ええ?!わかりました、準備します。



「国民訴訟通達センター」「国民訴訟お客様センター」「全国紛争相談センター」など公共機関に類似した名称を使用していますが、いずれも国の組織として存在しないものです！